

## 1-2 情報環境に関する研究

### 1-2-1 大学等電子著作物権利処理事業 の研究と試行

13年度に続き電子著作物権利処理のプロジェクト会議（座長：戸高会長）を設置し、4月11日、5月8日に大学関係者5名、賛助会員6社（東日本電信電話株式会社、松下電器産業株式会社、株式会社日立製作所、株式会社紀伊國屋書店、丸善株式会社）の協力を得て大まかな方針を決めた。その後、基本的な事業の考え方について5月の総会に報告し、後日、大学から賛否および意見を求め、それを踏まえて理事会を中心に事業の具体化に向けた検討を15年3月の理事会まで断続的に続けた。また、登録・課金システムの検討にあたっては、賛助会員を中心に関係企業による打ち合わせを頻繁に行うとともに、システムの中で紹介するガイダンスや規程のモデル作りの検討を大学教職員（関西大学、早稲田大学、慶應義塾大学）の専門家による打ち合わせを15年1月よりはじめた。この間、11月の総会、15年3月の総会の後に大学関係者による説明会（131大学6短期大学：180名）を開催し、意見および質疑を踏まえて検討を進めるとともに、文化庁著作権化に「管理委託契約約款および使用料規程」を策定し、届け出た。その後、協会での事業についての使用料の代理徴収を取り止めたこと等による変更もあり、文化庁担当者とのヒアリングが継続している。

以下に、これまで確定した事業の内容、システムについて概要を報告する。

#### （1）事業の概要

この事業は、教育研究活動にかかる著作権処理の代行または便宜供与をネットワークを通じて行うことにより、権利処理の迅速化を図ることを目的としており、大学の関係者間での権利処理とそれ以外とに分けている。

大学関係者については、文化庁の著作権管理事業法の下で権利者と私情協との間で利用許諾の管理委託契約を結び、ネットワーク上で許諾の交渉が行えるようとする。また、企業等との権利処理については、それぞれ許諾の方法や内容が一様でないので、本協会に権利者の所在情報や許諾情報のポータルサイトを構築し、個別交渉の便宜を計らうこととした。

以上の概要を「大学等電子著作物権利処理事業に関する規約」として定めた。

## 大学等電子著作物権利処理事業に関する規約

平成15年3月27日

### 第1条 事業の目的

本事業は、大学等、企業・団体等における電子著作物の権利を保護し、その利用の円滑化を図るため、著作権等を中心とする権利処理をネットワークを介して代行し、また、権利者に関する連絡情報を提供することにより、大学等の教育研究の充実向上に寄与するものとする。

### 第2条 事業の対象者

希望する本協会加盟校をはじめ非加盟である私立の大学・短期大学、国・公立の大学・短期大学及び企業・団体等の関係機関とする。

### 第3条 事業の内容

#### 一、電子著作物権利者の公開

ネットワークによる権利者登録を行い、本協会のサーバーに権利者のデータベースを公開する。

#### 二、利用許諾の代行

利用許諾契約に関する交渉及び契約の締結、使用料の計算及び明細書等の発行を行う。

#### 三、企業・団体等における権利者の所在情報や利用許諾情報を提供する。

#### 四、適正利用に関する支援

必要に応じて、電子著作物の公開に関する相談・助言、許諾内容に対する逸脱点検などの苦情処理を行う。

#### 五、電子著作物の電子化促進

電子著作物の作成を促進するため、教材・資料等の電子化を大学に働きかけるとともに、電子化に伴う業務の代行、電子化のための情報環境の構築について必要に応じて支援する。

### 第4条 事業の実施方法

事業は、大学等における電子著作物を対象とするものと、企業・団体等における電子著作物を対象とするものに区分して実施する。

#### 一、大学等における電子著作物の権利処理の代行は、著作権等管理事業法に基づく別途規定の契約約款によるものとする。

#### 二、企業・団体等関係機関における電子著作物の権利処理については、許諾方法や内容が一様でないため、本協会に権利者の所在情報や許諾情報のポータルサイトを構築し、別途規定の申し合わせを踏まえて対応するものとする。

## 第5条 本事業における権利者

本事業における権利者とは、著作者、著作権者、著作隣接権者、実演家、肖像権者、有体物の所有者とする。

## 第6条 権利者の決定

大学等における権利者の明確化は、参加する大学等において決定するものとする。

## 第7条 電子著作物の管理と著作権侵害の防止

電子著作物の更新・改廃と著作物に他人の著作物を掲載する2次的著作物の権利処理は、権利者の責任において行うものとする。著作物の収集、送信の管理は、権利者又は機関の責任において行うものとする。なお、収集、送信に伴う管理システムについては、希望に応じて本協会でモデルを提示することができる。

## 第8条 電子著作物権利者情報の登録・開示

著作物の名称、権利者、著作物の概容、利用許諾に伴う条件等の報知的情報は、権利者又は大学等が別途所定の方法により、ネットワークを介して登録するものとする。また、その開示は、本協会のサーバーにおいて電子著作物権利者データベースとして公開するものとする。

## 第9条 電子著作物の利用履歴情報の取り扱い

電子著作物の利用履歴情報（利用者の氏名、大学名、利用頻度等）は、原則として開示しない。但し、権利者が希望すれば、権利者が提供する電子著作物の利用履歴情報を通知することができるものとする。

## 第10条 利用者の認証

利用者は、利用の許諾手続きをする際に、あらかじめ付与されている利用者IDとパスワードにより、認証されるものとする。

## 第11条 許諾手続と著作権使用料

利用者は、権利者データベースで希望する著作物の利用条件や料金を確認した上で、本協会のサーバーより著作物送信や利用許諾の要求を行い、10条による認証の後、権利者側のサーバーから著作物が送信される。

著作権使用料は、利用者が著作権使用の手続きを行った際に発生するものとする。

## 第12条 著作権使用料の設定

料金の設定は、本協会に一任する場合は本協会所定の使用料規程によるものとし、著作物の権利者が別途料金設定（無料含む）を希望する場合は、権

利者の定めによるものとする。

#### 第13条 本協会が規定する著作権使用料の種類

料金の種類は、複製・送信（伝達含む）料とする。

#### 第14条 本協会が規定する著作権使用料金の区分

教育利用、研究利用別の以下の区分による1年度ごとの使用料金とする。

一、教科書、講義ノート、研究論文

二、資料(静止画含む)、作品(静止画含む)、演習・練習問題、試験問題

三、プログラム・データベース

四、授業録画、資料映像（動画・音声）、作品映像（動画・音声）

#### 第15条 使用料の計算と利用明細書の送付

大学間における使用料の計算は、毎年4月～3月の1年度分を対象とし、利用明細書を大学の担当部署宛に送付する。

#### 第16条 本事業実施に伴う運営資金の負担

運営資金は、本協会が負担する他、別途定める電子著作物権利処理事業参加費を本事業を利用する機関が一部負担するものとする。但し、平成15年度は、参加費を徴収しないこととする。

### （2）本事業のメリット

#### ① 著作権処理がオンラインで自動化できる

ネットワーク上で著作物の利用許諾の手続きを代行することで、大学間での著作権処理が簡便になる。

#### ② 企業・団体等の権利者に関する連絡情報を入手できる

企業・団体等における権利者の所在情報や利用許諾情報をネットワーク上に掲載するとともに、利用者から寄せられた許諾情報をデータベース化することで、個別交渉の便宜が図られる。

#### ③ 電子著作物の作成に不安がなくなる

相談・助言が得られることから、不安が解消され、コンテンツの作成と利用の積極化が進む。

#### ④ 学内電子著作物の統合化と特色発揮が可能となる

電子著作物のデータベースを構築することにより、コンテンツに対する権利意識を助長するとともに、知的財産の保有状況を一元管理し、大学のアイデンティティの高揚に寄与する。

#### ⑤ 教育業績の基礎資料として活用できる

権利者は、希望すれば利用大学、利用者氏名、授業規模などコンテンツの利用履歴情報を取得できる。また、基礎情報から個別に利用者に電子メールすれば、授業科目名および具体的な利用状況を把握することが可能となる点で教員の教育業績の貴重な情報源として活用が可能。

#### ⑥ 大学が対応すべき業務の軽減化が可能となる

教育・研究支援の基盤業務としての著作権に関する業務は、これまでほとんど組織的な対応がなく、問題的の指摘に止どまっていたが、本事業に参加することにより大学としての著作権業務を最小限の負担で実施することが可能となる。

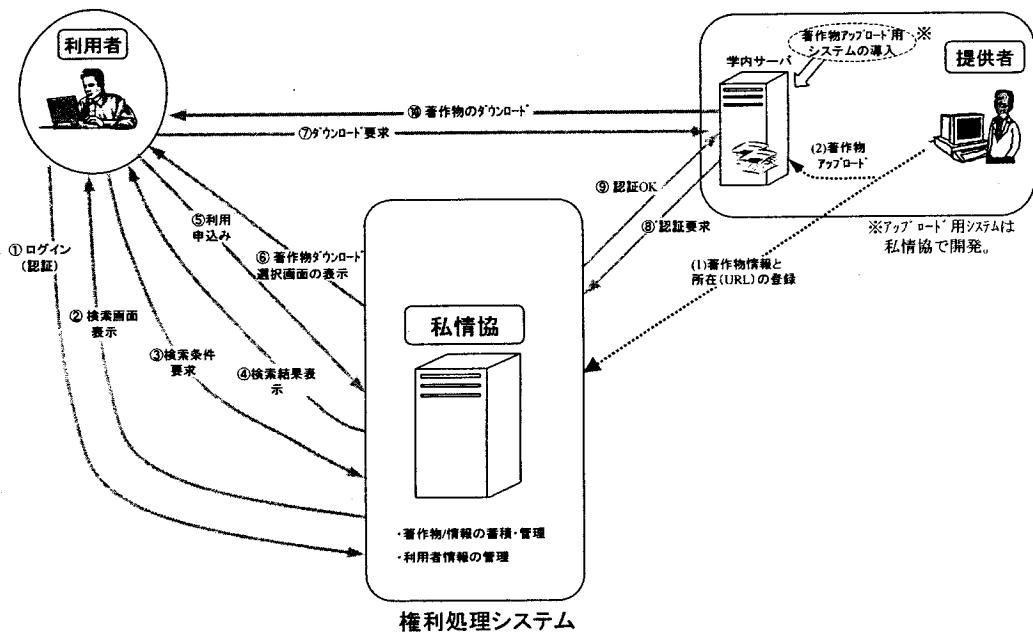
### (3) 事業の実施方法

#### ① 大学間による権利処理システムの構築

このシステムは、大学および関係者の間で電子著作物の利用許諾を本協会を介してネットワークで処理することにしている。そのために、大学負担の軽減化が図られるよう、以下の通りモデル規程やシステムについて検討および構築・開発等を進めている。特に、管理委託契約約款では、事業で取り扱う著作権の範囲を複製・公衆送信・伝達とし、使用料の範囲を限定した。また、自由利用マークの施行に伴い、本システムへの登録が減少するとの懸念には教員の業績評価につながる著作物の利用実績のデータを提供できることを強調することにした。さらに、使用料の徴収・分配に関しては、提供大学に替わって協会が使用料を徴収することは、源泉徴収法の規程により困難であることと、仮に徴収しても分配する時に、関係者への振り込みに伴う金融機関への手数料負担などの点から協会が拘わることが極めて困難であると判断し、徴収・分配は行わず、使用料の計算、利用明細書の発行に止どめることにした。

- \* 管理委託契約約款、使用料規程の策定と文化庁届け出
- \* 権利者情報の登録システム、利用手続システムの構築
- \* 著作物の学内サーバーへのアップロードソフトの開発
- \* 著作権に関する相談・助言システムの構築
- \* 権利者帰属ガイドシステム
- \* 電子著作物取り扱い学内規程モデルの策定
- \* 本システムのガイドシステムの構築

## オンラインによる大学間 電子著作物権利処理システム



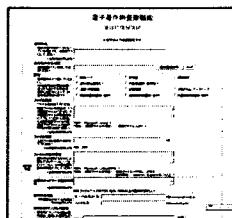
また、この事業は、本協会の取り組みの他に、以下のような大学での組織的な体制・準備が必要となる。

- \* 学内への権利処理システムの案内と電子著作物提供の呼び掛け
- \* 著作物取り扱い規程の作成（著作権料の持ち分含む）と著作権者の確定
- \* 学内利用者の管理と対応
- \* 著作物保管用サーバーの確保、設定、管理
- \* 大学サーバーへの著作物のアップロード
- \* 著作権使用料の支払、分配・源泉徴収の手続き
- \* 暗号化などによるセキュリティ対策

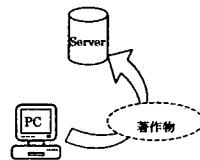
特に、大学には電子著作物をはじめとする著作物取り扱いの規程化が重要で、複数の権利者による権利の持ち分などルールについて、協会のモデル規程を参考に学内で策定しなければならないという課題がある。また、大学サーバーへの著作物のアップロードには、協会で開発のソフトを提供するが、学内の著作物ポータルサイトの構築は大学で行うものとしている。

## ●オンラインによる大学間権利処理代行システム

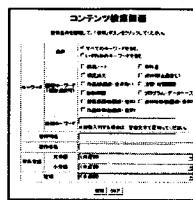
### 著作物・権利者情報の登録



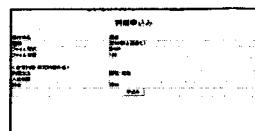
著作物アップロードシステム  
(権利者 PC から学内サーバへ)



### 登録著作物の検索

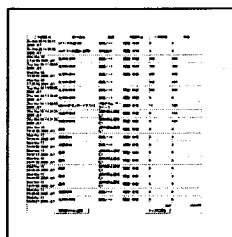


### 利用許諾手続き

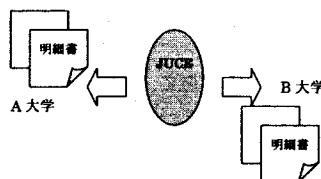


著作物のダウンロード  
(権利者側サーバから利用者へ)

### 提供した著作物の利用履歴確認

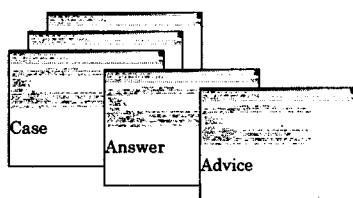


### 著作権使用料の計算、利用明細書発行



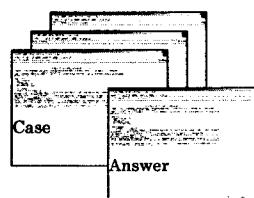
## ●学内権利者判断システム

学内の電子著作物の権利者は誰であるかを判断するシステム。学内で起こりうる具体的なケースから該当内容を絞り込み、回答・アドバイスを得る。



## ●著作権に関する問答集と相談

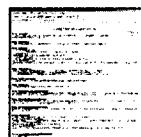
著作権問題に関する学内で起こりうる具体的なケースから該当内容を絞り込み、著作権法や通念上の解釈に基づいた回答を得る。



システムでは解決のつかない問題について専門家に相談

## ●電子著作物取り扱い学内規程（モデル）の提示

大学内における著作物の取り扱いに関する規程（モデル）



## ② 企業等との仲介システム

オンラインによる許諾システムではなく、企業等から権利者に関する連絡情報を入手し、その情報をポータルサイトに掲載して、個別交渉に必要な情報提供する。そのために協会では、以下のような対応を行う。

- \* 権利者団体に教育研究利用への積極的支援の協力呼び掛け
- \* 著作権者、連絡先等の情報提供
- \* 利用許諾情報の提供と仲介
- \* 利用許諾内容の詳細データベース化

**●企業・団体等の著作権者・利用許諾情報の提供と仲介**

大学間権利処理システムには登録されていない著作権処理団体の利用許諾情報や著作権処理に関する問い合わせ先を情報提供する。

**著作権者、連絡先等の情報提供**

権利者名・権利処理団体	著作物名・種類	著作権処理担当	TEL	FAX	E-mail	URL
○○株式会社	***系教材	広報部XXXXXX	-----	-----	-----	-----
○○新聞社	新聞記事	著作権XXXXX	-----	-----	-----	-----
日本放送協会（NHK）	NHKの放送番組	-----	-----	-----	-----	-----
日本音楽著作権協会	音楽の著作物	-----	-----	-----	-----	-----
日本文芸著作権保護同盟	文芸著作物（小説…）	-----	-----	-----	-----	-----
日本権利センター	書籍、雑誌等出版物	-----	-----	-----	-----	-----
...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...

**許諾手続での必要事項を提示**

format

**利用許諾情報の提供と仲介**

権利者名・権利処理団体	著作物・種類	著作権処理担当	利用許諾情報	許諾手続申込
○○株式会社	***系教材	広報部XXXXXX	情報を見る	申込方法を見る
○○社	***統計データ	著作権XXXXX	情報を見る	申込方法を見る
...	...	...	...	...
...	...	...	...	...
...	...	...	...	...
...	...	...	...	...
...	...	...	...	...

私情協サーバに情報を蓄積する以外に  
先方サイトへもリンク

**(利用許諾情報)**

利用許諾条件	著作権料	著作物送付(信)方法
教育利用	*****円	サブカラグラウンド
...	*****円	プリントを郵送

(1)利用者名  
(2).....  
(3).....  
を e-mail で送付  
e-mail:\*\*\*\*\*

指定の申込用紙を  
FAX で送付  
申込用紙  
FAX:\*\*\*\*\*

**利用許諾情報のDB化**

利用許諾情報は私情協が収集する他に、許諾手続きを行った利用者からも情報提供してもらい、データベース化する。



著作物の利用者  
(教職員)

P C 以外に携帯電話など  
からのシステム利用も配慮

著作権者  
著作物  
利用条件、使用料



JUCIE

企業・団体等関係機関との利用許諾仲介に関する申し合わせについては、今後具体的に折衝をする中で確定するものであるが、当面、協会が考えている申し合わせのイメージを以下に掲げる。

企業・団体等関係機関における著作物  
の利用許諾仲介に関する申し合わせ（案）

平成15年3月27日

（目的）

第1条 この申し合わせは、企業及び団体等における著作物の著作権の保護と教育研究への利用の促進・円滑化をはかるため、委託者（事業に参加するためはじめ社団法人私立大学情報教育協会に申込を行った大学等機関及び企業・団体等の機関）が受託者（社団法人私立大学情報教育協会）にネットワークを通じて利用許諾情報の紹介、仲介を委任する申し合わせを定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この申し合わせにおいて用いる用語は、次の定義によるものとする。

- 一 「著作物」とは、印刷物、放送番組、ビデオ、映画、写真、音楽などの著作物、電子著作物（デジタル化した著作物全て）とする。
- 二 「著作権者情報」とは、権利者の氏名、連絡先（電子メール）、著作物の名称などをいう。
- 三 「利用許諾情報」とは、著作物を利用するため必要な条件、著作物の内容、著作権使用料などをいう。

（事業）

第3条 事業は、以下の通りとする。

- 一 著作権者情報および利用許諾情報の提供と仲介
- 二 許諾条件等交渉の代行
- 三 著作物の電子化促進

（著作権者情報および利用許諾情報の公開と仲介）

第4条 著作権者情報および利用許諾情報の提供と仲介は、以下の通りとする。

- 一 情報提供

企業、団体等機関から著作権処理を担当する部門の電子メール又はURLを本協会のサーバーに掲載し、同サーバーを通じて大学の利用者が許諾条件など個別に交渉し、許諾の手続きを行う。なお、著作物の送付（信）および著作権使用料の決済は、当該機関指定の手続きにより行う。

## 二 仲介

企業、団体等機関から著作物の著作権者情報と利用許諾情報を本協会のサーバーに掲載し、同サーバーを通じて大学の利用者が許諾を申し込む。なお、著作物の送付（信）および著作権使用料の決済は、当該機関指定の手続きにより行う。

### （交渉の代行）

第5条 本協会は、委託者から依頼された場合、利用許諾の条件、著作権使用料について交渉することがある。

### （電子化促進）

第6条 本協会は、企業、団体等機関に対して必要に応じて本協会の代行システムへの参加が可能又は積極化されるよう、著作物の電子化、システムのオンライン化など環境整備を働きかけることがある。

### （著作物の管理）

第7条 著作物の管理及び不正使用の防止は、企業・団体等権利者（以下「権利者」という。）の責任において行うものとする。

### （利用許諾結果等の開示）

第8条 利用者は、第4条第一号で個別に交渉し、権利処理が完了した場合は、許諾条件等を本協会のサーバーに報告掲載し、利用許諾および手続き等のデータベースとして公開する。

2 同条第二号の仲介において、掲載している利用許諾情報等に変更があった場合においても、同条第一号と同様、本協会のサーバーに許諾条件等の変更を掲載し、利用許諾および手続き等のデータベースとして公開する。

### （著作権使用料金）

第9条 著作権使用料金の設定は、権利者の定めるものとする。

(著作権使用料の決済)

第10条 本協会は、著作権使用料の決済について一切関与しない。

(著作物の送付（信）、決済機関の委託)

第11条 著作物の送付（信）、著作権使用料の決済は、当該機関が指示する機関の委託も可能とする。その際、委託機関と当該機関との権利・義務について利用者に情報提供するものとする。

(運営費の負担)

第12条 本システムの運営に伴う費用は、本協会の負担とするが、企業、団体等機関内にかかる費用については権利者の負担とする。

(4) 検討準備中の事項

① 管理委託契約約款

大学および関係者が本協会に利用許諾の代理をさせる委任契約の内容を定めたもので、受託の範囲として、利用許諾契約に関する交渉および交渉の締結、使用料の計算と明細書の発行、その他を委任し、協会が受託することを定めたもので、現在文化庁にて条文の表現について調整が行われている。なお、使用料規程については、大きな変更がないことから以下に掲載する。

使用料規程（案）

平成15年3月27日

第1条（電子著作物の区分）

利用許諾する教育研究用のデジタル化された著作物（以下「電子著作物」という。）の区分は、以下のとおりとする。

- 一、教科書、講義ノート、研究論文
- 二、プログラム・データベース
- 三、資料(静止画含)、作品(静止画含)、演習・練習問題、試験問題、
- 四、授業録画、資料映像(動画、音声)、作品(動画、音声)

第2条（利用方法）

電子著作物をCD-ROMその他のデジタル記録媒体および紙媒体に複製し、その複製物を譲渡すること。または、コンピュータ・ネットワークを用いて受信先の受信装置に電子著作物を公衆送信し、伝達すること。

### 第3条（使用料の額）

第2条に規定する方法による使用料の額は、教育利用と研究利用に区分する。

一、大学等における教育利用の年間使用料の額は、第1条に定める電子著作物の種類のうち、以下の区分により利用する1授業科目の1年度当たりの履修登録学生数により決定する。但し、利用する電子著作物が複数の種類で一体になっている場合は、使用料の高い区分に統合した使用料とする。

#### （1）教科書、講義ノート、研究論文

50人まで・・・・	0円
200人まで・・・・	300円
500人まで・・・・	500円

500人を超えるときは、100人を超えるごとに「500人まで」の使用料に100円を加算した額とする。

#### （2）資料（動画・音声除く）、作品（動画・音声除く）、演習・練習問題、試験問題

50人まで・・・・	0円
200人まで・・・・	80円
500人まで・・・・	230円

500人を超えるときは、100人を超えるごとに「500人まで」の使用料に50円を加算した額とする。

#### （3）プログラム・データベース

30人まで・・・・	0円
200人まで・・・・	1,000円
500人まで・・・・	2,400円

500人を超えるときは、100人を超えるごとに「500人まで」の使用料に400円を加算した額とする。

#### （4）授業録画、資料映像（動画、音声）、作品（動画、音声）

30人まで・・・・	0円
200人まで・・・・	700円
500人まで・・・・	1,900円

500人を超えるときは、100人を超えるごとに「500人まで」の使用料に400円を加算した額とする。

二、大学等の研究利用の年間使用料の額は、以下の区分により1年度当たりの共同研究者数により決定する。但し、利用する電子著作物が複数の種類で一体になっている場合は、使用料の高い区分に統合した使用料とする。

#### （1）教科書、講義ノート、研究論文

20人まで・・・・ 150円  
100人まで・・・・ 250円  
100人を超えるときは、50人を超えるごとに「100人まで」の使用料に60円を加算した額とする。

(2) 資料（動画・音声除く）、作品（動画・音声除く）、演習・練習問題、試験問題

20人まで・・・・ 50円  
100人まで・・・・ 150円  
100人を超えるときは、50人を超えるごとに「100人まで」の使用料に50円を加算した額とする。

(3) プログラム・データベース、

20人まで・・・・ 400円  
50人まで・・・・ 1,000円  
100人まで・・・ 2,000円  
100人を超えるときは、50人を超えるごとに「100人まで」の使用料に1,000円を加算した額とする。

(4) 授業録画、資料映像（動画、音声）、作品（動画、音声）

20人まで・・・・ 300円  
50人まで・・・・ 900円  
100人まで・・・ 1,500円  
100人を超えるときは、50人を超えるごとに「100人まで」の使用料に600円を加算した額とする。

三、受託者が使用料の額を定める権限を有しない電子著作物を利用する場合の使用料の額は、第3条一号から二号に定める使用料の額にかかわらず委託者が定めるものとする。

第4条（実施の日）

この使用料規程は、文化庁長官が届け出を受理した日から実施する。

② 学内における電子著作物取り扱い規程のモデル

この規程は、大学で教職員が電子著作物を創作、利用する際に必要な事項を定めるもので、権利の帰属、法人著作に該当する著作物の範囲、権利持ち分の決定、創作・利用に関する規程を検討する委員会組織、権利者の義務、電子著作物の管理責任、手続き、権利処理等学内関係者の了解事項などを規程化するため、15年度において具体的に検討することにしている。

### ③ 著作権者判断のガイド、著作物の許諾有無のガイド、著作権問答集

登録システムの中に組み込むガイドとして、著作者、著作権者の区分について事例を入れて説明するとともに、著作権の許諾を取る必要があるのか、ないのかの範囲について、大学での実際の利用をイメージして説明している。また、具体的な事例を掲げ、著作権とのかかわりを分かり易く説明し、場合によっては相談・助言が得られるような機能を検討中。

### ④ オンラインによる利用・登録システム

利用画面、登録画面については、賛助会員の協力の下、東北学院大学にて実験を行い、現在、画面表示の表現などについて微調整を行っている。

### ⑤ 設備環境

サーバ(利用者へ提供するための著作物保管用)

	最低動作環境	推奨動作環境	備考
CPU	Pentium III 500MHz	Pentium IV 2GHz 以上	* UNIX系CPUの場合は上記と同等の性能を有するもの
メモリ	128MB	512MB 以上	
HDD	2GB	20GB 以上	* 学内著作物の件数、容量に見合うディスクサイズであること
OS	Red Hat Linux 7.2		* Red Hat Linux 8 については、今後対応検討 * Solaris 8 については、準備テストを予定
HTTP	Apache 1.3.27		* Apache 1.3ベースでの新バージョンについては、今後対応検討

PC(ユーザ用)

	最低動作環境	推奨動作環境	備考
CPU	Celeron 366MHz 以上		* ブラウザソフトが良好に動作すること
メモリ	64MB (Windows XPの場合には128MB)		
OS	Windows ME Windows 2000 Professional SP2 Windows XP		* Windows XPについては、今後検証テストを予定
ブラウザソフト	Internet Explorer 5.5SP2 または 6.0SP1 Netscape 6.2 または 7.0		
インターネットへの通信速度	64kbps 以上	ADSL等のブロードバンド回線	* ダウンロードする著作物の容量によりブロードバンドを推奨

### (5) 本格実施に向けての進め方

\* Mac OSの場合、表示不正がある  
(Mac OS 9.0.4, Internet Explorer 5.1.6, Netscape 7.0で動作確認)

上記の通り、2つのシステムを平行稼働させることが重要となり、学内での支援体制、著作物の権利帰属の規程化など大学内部での理解と協力を得る手続きに多くの準備時間が必要となることから、15年9月までに大学の意見を踏まえつつ学内での著作物取り扱いのモデル規程の策定など大学システムの準備を整え、10月から部分的に実験を始め、16年3月までにシステムの完成を予定している。企業等との仲介事業は、出版社、放送機関、新聞社、学協会、映画・音楽などの権利者団体に協力を呼び掛け、9月までに権利者情報の提供に努め、併せて個別に許諾手続きを行った関係者から権利者・許諾情報を募り、データベース化する。16年3月までに準備を整え、16年4月から本格実施に入れるよう実施時期を16年度とした。

## オンラインによる大学間権利処理システム 利用画面イメージ

### ① ログイン画面

電子著作物権利処理システム

ユーザーID:  
パスワード:

### ② メニュー画面

著作物検索・利用料金手続

利用履歴

著作物基本知識・権利者判断システム

### ③ 著作物検索

検索条件を登録して、「検索ボタン」をクリックしてください。

すべてのキーワードを含む  
 いずれかのキーワードを含む

**キーワード** 植物の教材  
(国際化キーワード)  
「学術書籍・専門書」「学術・教科書」「国際化」「国際化キーワード」「出版社」「著者名」「日本語書籍」「書籍」「英語書籍」「専門書」「日本語学術書籍」「書籍」「英語学術書籍」「書籍」

**書名キーワード** 植物研究入門等書籍は、空白文字で区切ってください。

**著作物名**

**著者名**

**学年分類** 大分類: [本学部]   
中分類: [本学部]   
小分類: [本学部]

### ④ 検索結果(一覧表示)

エンティティID	著作物名	著作権代用者名	著作物・権利者情報
1038/0000004A0001	植物学教材	市ヶ谷大輔	<input type="button" value="情報を見る"/>
1038/0000004B0001	化学の教材	九段四郎	<input type="button" value="情報を見る"/>
1038/0000004C0001	数学の教材	九段四郎	<input type="button" value="情報を見る"/>
1038/0000004D0001	生物学の教材	九段四郎	<input type="button" value="情報を見る"/>
1038/0000004E0001	英語の教材	九段四郎	<input type="button" value="情報を見る"/>

### ⑥ 利用申込み (1) 使用料規程に沿った料金設定の場合

著作物名 化学の教材  
種類 講義ノート  
ファイル形式 PDF  
ファイル容量 100

<教育利用>  
利用方法 閲覧のみ 選択・送信  
人數制限 60人まで 200人まで  
料金 - 無料 800円

選択	選択	選択
選択	選択	選択
選択	選択	選択
選択・送信 700人以上 申し込みはこち		

### (2) 権利者の希望による料金設定の場合

著作物名 英語の教材  
種類 説明解説書含む  
ファイル形式 PDF  
ファイル容量

<教育利用・研究利用共通>  
利用方法 閲覧のみ  
人數制限  
料金

選択	選択
選択	選択
選択	選択
選択	

別ページにて料金設定

### ⑦ 申込みの確認

下記の内容で利用を申込みます。

著作物名 植物の教材  
種類 講義ノート  
ファイル形式  
ファイル容量  
利用方法 選択・送信  
人數制限 200人まで  
料金 800円

このボタンを押すと申込みを実行します

<教育利用> この著作物を700人以上利用する場合は料金は「700人までの料金 800円」となります。  
料金される人数を入力してください。

上記欄に人数を入力

### ⑧ 著作物のダウンロード

利用申込み処理が完了しました。

ダウンロードしてよい場合は「ダウンロード」を押してください。

著作物名 植物の教材  
種類 講義ノート  
ファイル形式  
ファイル容量  
利用方法 選択・送信  
人數制限 200人まで  
料金 800円

標準料金入力画面へ

著作物のファイルをダウンロードする場合は、以下のボタンを押してください。  
「ダウンロード」

### ⑨ ④で選択した著作物の属性情報と利用の決定

エンティティID

著作物名	化学の教材
著作権代用者名	市ヶ谷大輔
種類	講義ノート
ファイル形式	PDF
ファイル容量	100
利用料	800円
料金	800円
料金（有料）	800円
料金（無料）	無料
料金（標準料金）	800円
料金（標準料金+税込）	880円
料金（標準料金+税込+税）	968円
料金（標準料金+税+税込）	968円
料金（標準料金+税+税込+税）	1056円
料金（標準料金+税+税込+税+税）	1056円

利用手続きした著作物は再ダウンロード可能  
(有効期限1年度)

### <利用履歴と再ダウンロード機能>

二回目登録	著作物名	種類	利用料	人數制限	料金	ダウンロード
2020-09-21 20:44:17-09: 先日の教材	植物の教材	講義・送信	800	200	800円	<input type="button" value="ダウンロード"/>
2020-09-21 20:44:29-09: 先日の教材	植物ノート	講義・送信	800	200	800円	<input type="button" value="ダウンロード"/>
2020-09-21 20:44:59-09: 先日の教材	植物ノート	講義・送信	800	200	800円	<input type="button" value="ダウンロード"/>
2020-09-21 20:49:08-09: 先日の教材	植物の教材	講義・送信	800	200	800円	<input type="button" value="ダウンロード"/>
2020-09-21 20:49:21-09: 先日の教材	植物の教材	講義・送信	800	200	800円	<input type="button" value="ダウンロード"/>
2020-09-21 20:49:33-09: 先日の教材	植物の教材	講義・送信	800	200	800円	<input type="button" value="ダウンロード"/>
2020-09-21 20:50:02-09: 先日の教材	植物の教材	講義・送信	800	200	800円	<input type="button" value="ダウンロード"/>
2020-09-21 20:50:14-09: 先日の教材	植物の教材	講義・送信	800	200	800円	<input type="button" value="ダウンロード"/>

この画面で、

利用者が利用履歴（使用料の積算額含む）を把握

# オンラインによる大学間権利処理システム 著作物・権利者情報登録画面 <詳細>

\*赤字は入力必須項目です

著作物名 ・複数の著作物が一体となっている場合でも、名称は1つにしてください。 (全角128文字以内)	
著作物の学系分類 ・選択画面ボタンを押して選択ください。	
区分 ・右項目から1つ選んでください。 (料金設定を使用料規程に沿したものとする場合は、選択肢の区分によって、料金体系が決まります)	
ファイル形式 ・ファイル形式を入力ください ・複数ファイルの場合は、1つの圧縮ファイルにまとめ、その圧縮ファイルの形式を右に入力してください。解凍したときの複数ファイルの形式は以下の「ファイルの動作環境」の欄に記述ください。 (全角128文字以内)	
ファイル容量 ・上記ファイル容量の合計を入力ください。 (半角数字9文字以内)	
著作物情報 著作物の動作環境 ・著作物を利用するためには必要なアプリケーションソフトバージョン、その他必要な動作環境を入力してください。 (全角128文字以内)	
必要なネットワーク回線の環境 (全角128文字以内)	
著作物の所在 (両項目合わせて半角英数字248文字以内)	
著作物のサンプルの所在 ・著作物のサンプル(静止画の場合、圧縮した画像など)がある場合には、その所在をURLで入力してください。 (半角英数字256文字以内)	
キーワード 固定キーワード(複数選択可) <input type="checkbox"/> 講義ノート <input type="checkbox"/> 教科書 <input type="checkbox"/> 研究論文 <input type="checkbox"/> 資料(静止画含む) <input type="checkbox"/> 作品(動画像・音声除く) <input type="checkbox"/> 演習・練習問題 <input type="checkbox"/> 試験問題 <input type="checkbox"/> プログラム・データベース <input type="checkbox"/> 授業映画(動画像・音声) <input type="checkbox"/> 資料映像(動画像・音声) <input type="checkbox"/> 作品映像(動画像・音声)	
自由キーワード(複数記入ください:それぞれ全角32文字以内)	
概要 ・アブストラクトを入力ください (全角128文字以内)	
権利者の区分 ・右項目から選択ください	
著作者のユーザID ・著作者全員のユーザIDを入力してください。(登録者のユーザIDは自動的に付与されます) (それぞれ半角英数字16文字以内)	
著作権者のユーザID ・権利者全員のユーザIDを入力ください (それぞれ半角英数字16文字以内)	

代表者のユーザID	<ul style="list-style-type: none"> <li>連絡代表者のユーザIDを入力ください。(但し、著作権者に含まれるユーザーに限ります)</li> </ul> <p>(半角英数字16文字以内)</p>																		
原著作(権)者への許諾手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>他者の著作物を複製(翻訳、編集、変形、翻案)し作成している場合、以下について原著作(権)者の許諾を得ているかどうか、右項目から選択ください。ただし、引用の場合には該当しません。</li> </ul> <p>(1)本システムへの著作物の登録 (2)本システム利用者による著作物の複製・送信</p>																		
他者の著作物の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>原著作(権)者の許諾を得ている</li> <li>許諾手続きは不要 →許諾手続きが必要であるかどうかわからない場合は、下記をクリックして確認ください</li> </ul> <p><a href="#">原著作者への許諾手続き範囲について</a></p>																		
著作(権)者以外の権利者への許諾手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>著作者・著作権者以外の権利者(肖像権、プライバシー、有体物の所有権等の権利者)へ、以下について許諾を得ているかどうか、右項目から選択ください。</li> </ul> <p>(1)本システムへの著作物の登録 (2)本システム利用者による著作物の複製・送信</p>																		
著作権以外の権利	<ul style="list-style-type: none"> <li>権利者の許諾を得ている</li> <li>許諾手続きは不要</li> </ul>																		
料金設定	<p>(a) <input checked="" type="checkbox"/> 使用料規程の料金設定とする →使用料規程の料金設定は下記ボタンで確認ください。 (上の「著作物情報」の「区分」で選択した項目により料金体系が決まります。)</p> <p><a href="#">使用料のページへ</a></p> <hr/> <p>(b) <input checked="" type="checkbox"/> 複製・送信料は無料とする</p> <hr/> <p>(c) <input checked="" type="checkbox"/> すべての利用方法を認め、無料とする。(教育目的の利用のみ) <input checked="" type="checkbox"/> 自由利用マークをつける <input checked="" type="checkbox"/> 全ての利用方法とは</p> <hr/> <p>(d) <input checked="" type="checkbox"/> 一律 <input type="text"/> 円(利用目的、利用人数の制限なし)</p> <hr/> <p>(e) <input checked="" type="checkbox"/> 利用目的(教育目的・研究目的)の区分による料金を設定する場合は、それぞれの金額を入力ください 教育目的 <input type="text"/> 円 研究目的 <input type="text"/> 円</p> <hr/> <p>(f) <input checked="" type="checkbox"/> 人頭区分による料金を設定する場合は、人頭と金額を入力ください。さらに、利用目的(教育目的、研究目的)でも区分する場合、区分しない場合についても、選択してください</p> <table border="1"> <tr> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td><input type="text"/>名まで 円</td> <td><input type="text"/>名まで 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記の最大人頭を超えるときは</td> </tr> <tr> <td><input type="text"/>名ごとに</td> <td><input type="text"/>名ごとに</td> </tr> <tr> <td colspan="2">円を加算した額とする</td> </tr> </table>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/> 名まで 円	上記の最大人頭を超えるときは		<input type="text"/> 名ごとに	<input type="text"/> 名ごとに	円を加算した額とする										
<input type="text"/>	<input type="text"/>																		
<input type="text"/> 名まで 円	<input type="text"/> 名まで 円																		
<input type="text"/> 名まで 円	<input type="text"/> 名まで 円																		
<input type="text"/> 名まで 円	<input type="text"/> 名まで 円																		
<input type="text"/> 名まで 円	<input type="text"/> 名まで 円																		
<input type="text"/> 名まで 円	<input type="text"/> 名まで 円																		
上記の最大人頭を超えるときは																			
<input type="text"/> 名ごとに	<input type="text"/> 名ごとに																		
円を加算した額とする																			
利用条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>複製・送信料(著作権使用料)以外に利用条件をつけたい場合は、右に入力ください</li> </ul> <p>(全角256文字以内)</p>																		

[登録内容確認](#)[初期状態に戻す](#)[選択画面に戻る](#)